

港区特定不妊治療費助成制度のご案内

令和2年度
(12月現在)

令和3年度から特定不妊治療費助成制度が変わります

1 年齢制限の導入

高年齢での妊娠・出産についてのリスク等を勘案し、国の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」と同様の年齢制限を導入します。

- (1) 「特定不妊治療開始時点で妻の年齢が43歳未満であること。」が対象者の要件に加わります。
- (2) 実施時期 令和3年4月1日以降の申請から

2 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度中に治療を延期した方への対応

国の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、特定不妊治療を延期した方へ年齢制限の時限的緩和措置を行います。

[緩和要件]

- (1) 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳であること
- (2) 令和2年度中に特定不妊治療を開始していること
- (3) 医師の判断により、令和2年度中に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したもの
※ 必ず医師の証明が必要です。

以上の3つの要件をすべて満たしている場合に限り、年齢制限の例外の対象者として扱います。

東京都特定不妊治療費助成事業拡充に伴う対応について

令和3年1月1日以降に終了した治療分から東京都特定不妊治療費助成事業が拡充されます。

- ・ 所得制限 撤廃
- ・ 助成額 1回30万円（ステージC・Fは10万円）
- ・ 助成回数 1子ごと6回（40歳以上43歳未満は3回）

※詳しくは以下にお問い合わせください。

東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 母子医療助成担当
03-5321-1111（都庁代表） 内線32-667、675～677

これまで東京都特定不妊治療費助成事業の対象外だった方でも拡充に伴い対象となる場合は、原則として、港区への申請は東京都の交付決定を受けていることが要件となりますのでご注意ください。

1 制度の概要

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、**特定不妊治療（体外受精及び顕微授精のみ）**に要する、医療保険が適用されない費用の一部を港区が助成します。また、男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精子を精巣等から採取するための手術）の費用の一部についても助成します。

治療費の範囲内で、東京都等の特定不妊治療費助成と併せて受給することができます。

制度は変更される場合があります。申請前に、港区ホームページなどで最新の情報を確認してください。

2 申請期限

※年度とは当年4月1日から翌年3月31日までを指します。

(1) 「1回の治療」が終了した日の属する年度の末日（3月31日消印有効）まで

- ・「1回の治療」が終了した日とは、医師が妊娠の確認（妊娠の有無は問いません。）をした日又は医師の判断により、やむを得ず治療を中止した日を指します。
- ・**いかなる理由でも申請期限を過ぎたものは受け付けることができません**ので、治療後速やかにご申請してください。

(2) 1月から3月末までに終了した特定不妊治療費を申請する場合の必要書類提出の猶予

- ・必要な書類を全て揃えてから申請いただくのが原則ですが、**1月から3月末までに治療を終了した場合の申請**で、発行に時間を要しているため、**申請期限までに必要書類を全て揃えられないときは、猶予期間を設けています。詳しくは6～8ページの8 必要書類**をご確認ください。
- ・**受診証明書の発行には時間がかかることがあります。余裕を持って医療機関にご依頼ください。**

(3) 1月から3月末までに終了した特定不妊治療費を申請する場合の特例

- ・原則として、申請期限は治療終了日の属する年度末（3月31日）ですが、**1月から3月までに特定不妊治療が終了したもので、3月31日までに申請書等が提出できない場合は、同年6月30日（消印有効）までの期間に限り申請が可能**です。この場合の助成は、翌年度分の助成として取り扱われます。

※ 港区へ申請後、東京都特定不妊治療助成事業も対象となることが判明した方には、可能な限り保健所からご案内をしますが、申請期限の3月及び6月に港区へ申請した場合は、ご案内しても東京都の申請に間に合わないことがあります。そのため、治療終了後、速やかに港区に申請していただくことをお勧めします。

治療終了年度	治療終了日	申請期限（消印有効）	助成年度
(1) 令和2年度	令和2（2020）年4月1日 ～令和3（2021）年3月31日	令和2（2020）年4月1日 ～令和3（2021）年3月31日	令和2（2020）年度
(2) 令和2年度	令和3（2021）年1月1日 ～令和3（2021）年3月31日	令和3（2021）年1月1日 ～令和3（2021）年3月31日	令和2（2020）年度
(3) 令和2年度	令和3（2021）年1月1日 ～令和3（2021）年3月31日	令和3（2021）年4月1日 ～令和3（2021）年6月30日	令和3（2021）年度

3 対象（要件）

要件			備考
1	婚姻	治療の開始日から助成金の申請時まで、婚姻をしている夫婦であること。	事実上の婚姻関係は対象外です。
2	住所	(1) 夫婦の両方又は一方が、特定不妊治療の開始日から助成金の申請時まで、連続して港区に住民登録をしていること。 (2) 申請時に夫婦の一方だけが港区内に住所を有する場合は、港区内に住所を有する者の所得が他方の所得を上回ること。 (ただし、所得を上回る者が国外に居住している場合はその限りではありません。)	申請書受理日（郵送の場合は消印日）以降の日付であれば、支給決定日前に転出する場合も対象となります。
3	治療する医療機関	1回の治療の初日から最終日まで、都道府県（指定都市・中核市を含む）において、特定不妊治療費助成制度の指定医療機関となっていること。	指定医療機関は、厚生労働省のHPか医療機関で直接確認してください。
4	都道府県等の助成	原則として、都道府県等特定不妊治療費助成事業の助成対象となる場合は、その交付決定を受けていること。 ※夫婦の所得額を誤って把握していて、都道府県等の助成対象であるにもかかわらず、申請していないことがあるので、助成受給の可否について不明の方は、各都道府県に確認してください。	4ページ「6 東京都特定不妊治療費助成事業との違い」、5ページ「7 申請の流れ」を参照してください。
5	他区市町村の助成	港区外に住所が有る配偶者が、他の区市町村（都道府県等を除く）で当該治療について特定不妊治療費助成を受けていないこと。	

- ・治療結果による妊娠の有無は問いません。
- ・所得制限はありませんが、東京都の助成対象であるかを確認するため、所得の確認をしています。所得が未申告の方は申告が必要です。（確認ができるまで審査は保留となります。）
- 詳しくは9ページ「9 所得確認の対象年度等」をご覧ください。

4 助成上限年度数

※年度とは当年4月1日から翌年3月31日までを指します。

通算5年度まで助成します。（5年度は連続している必要はありません。）

- ・5年度分をまとめて申請することはできません。毎年度、申請期限がありますので、ご注意ください。
- ・年度の助成上限額以内であれば、申請回数に制限はありません。
- ・令和3（2021）年度からは妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成対象外となりますので、年齢によっては上限年度数まで助成を受けられない場合があります。

5 助成上限額

(1) 特定不妊治療

1年度あたり30万円を限度に助成します。

(2) 男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精子を精巣等から採取するための手術）

1年度あたり15万円を限度に助成します。

- ・(1)(2)の治療について都道府県等から助成金を受けている場合には、医療費の総額から都道府県等の助成額を差し引いた金額が助成対象金額になります。

6 東京都特定不妊治療費助成事業との違い

港区の制度では、「原則として、都道府県等特定不妊治療費助成事業の助成対象となる場合は、その交付決定を受けていること」という要件があります。当制度は、概ね東京都特定不妊治療費助成事業に準じていますが、次のような点に違いがあります。

		東京都 (詳細は東京都の案内を参照してください)	港区
1	事実婚の夫婦	事実上の婚姻関係にある夫婦で、住民票に夫（未届）、妻（未届）等の記載がある場合のみ対象となります。	事実上の婚姻関係は対象外です。
2	所得制限	平成 31（2019）年 3 月 31 日以前の治療開始は、夫婦合計の所得額が 7 3 0 万円未満 平成 31（2019）年 4 月 1 日以降の治療開始は、夫婦合計の所得額が 9 0 5 万円未満	制限なし
3	年齢制限	妻の年齢が 4 3 歳未満で開始した治療	制限なし ※令和 3（2021）年度からは妻の年齢が 4 3 歳以上で開始した治療は対象外
4	申請上限回数 または年度数	妻の年齢が 3 9 歳までに通算 1 回目の助成を受けた方… <u>通算 6 回</u> まで 妻の年齢が 4 0 歳から 4 2 歳までに通算 1 回目の助成を受けた方… <u>通算 3 回</u> まで	<u>通算 5 年度</u> まで 各年度あたり助成上限額に達するまで ※令和 3（2021）年度からは、妻の年齢が 4 3 歳以上で開始した治療は対象外となりますので、年齢によっては通算上限年度数まで申請できない場合があります。
5	特定不妊治療 助成上限額	治療ステージ A～F により助成金額が異なります。詳しくは東京都のホームページ等をご確認ください。	<u>1 年度</u> あたり 3 0 万円が上限
6	特定不妊治療 に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法等 助成上限額	1 回につき 1 5 万円が上限（初回の治療に限り 3 0 万円）	<u>1 年度</u> あたり 1 5 万円が上限

都道府県等特定不妊治療費助成事業の対象となるかにより、当制度の手続きの方法や用意する書類が異なりますので、東京都特定不妊治療費助成事業の詳細については、以下をご確認ください。

【ホームページ】 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/josei/funin/index.html>

東京都 不妊治療費助成

検索 

【問合せ先】 東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 母子医療助成担当

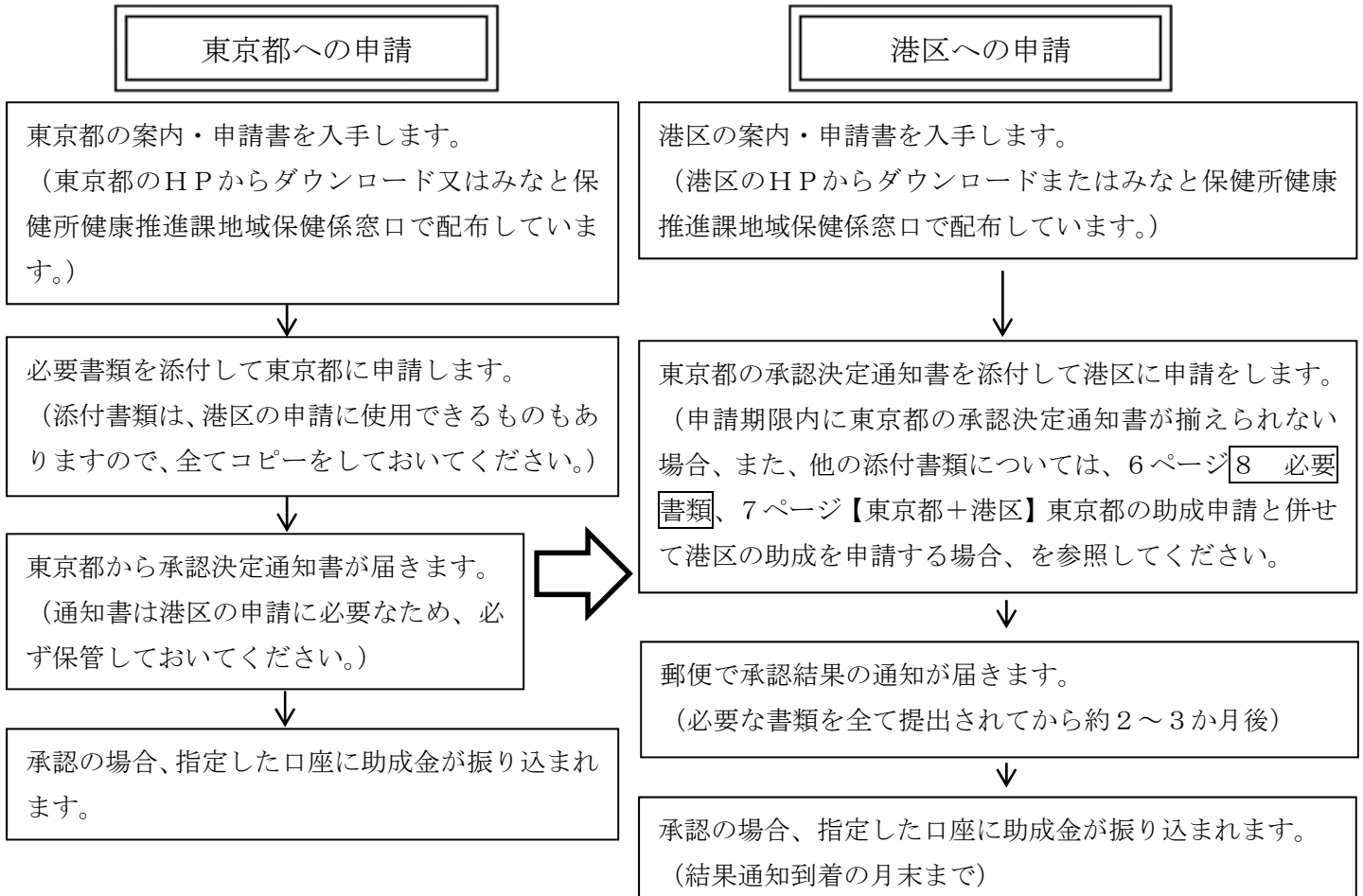
TEL 03-5321-1111（都庁代表） 内線 32-667、675～677

※東京都特定不妊治療費助成事業のご案内と申請書類は、みなと保健所健康推進課地域保健係でも配布しています。

7 申請の流れ

(1) 東京都特定不妊治療費助成事業の対象となる場合

東京都へ申請した後に港区へ申請してください。その際、申請期限には十分ご注意ください。
(港区への申請のみを行うことはできません。)

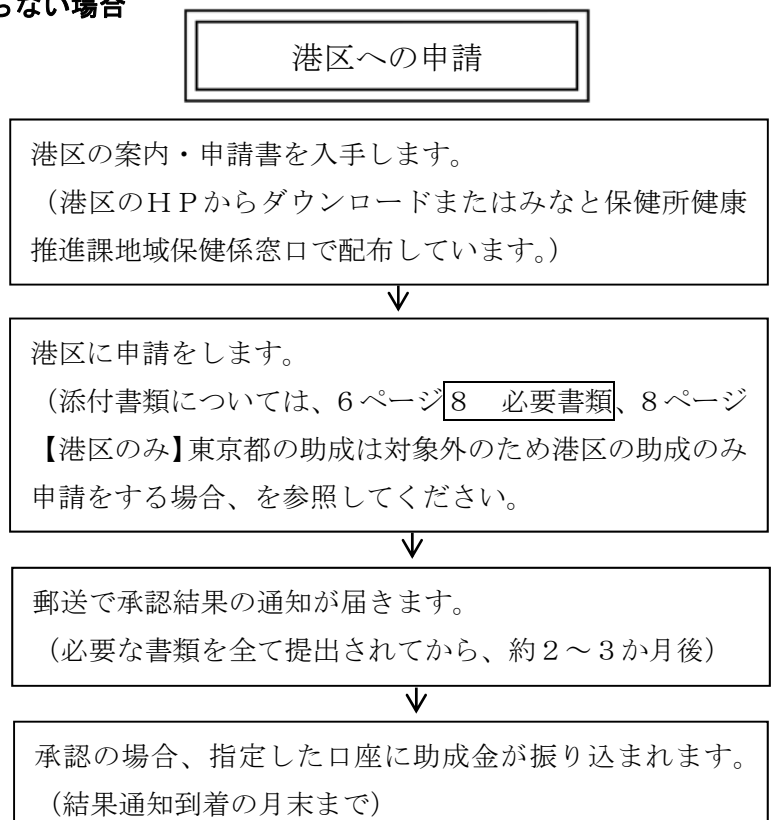


(2) 東京都特定不妊治療費助成事業の対象とならない場合

【ご注意】

※東京都特定不妊治療助成事業には所得制限があります。所得額計算は合計所得金額から、医療費控除等差し引ける金額あります。所得額を誤って把握していて、都道府県等の助成対象であるにもかかわらず、申請していないことがあるので、助成受給の可否について不明の方は、各都道府県に確認してください。

※港区へ申請後、東京都特定不妊治療助成事業も対象となることが判明した方には、可能な限り保健所からご案内をしますが、申請期限の3月及び6月に港区へ申請した場合は、ご案内しても東京都の申請に間に合わないことがあります。そのため、治療終了後、速やかに港区に申請していただくことをお勧めします。



8 必要書類

【東京都+港区】 東京都の助成申請と併せて港区の助成を申請する場合

【港区のみ】 東京都の助成は対象外のため港区の助成のみ申請する場合

上記の申請に共通の要件は以下のとおりです。

次の全てを満たしていれば、一部必要書類が揃っていない場合でも申請期限内に申請があったものとみなします。

- ・ 申請期限内に揃えられる書類はすべて添付して、港区特定不妊治療費助成申請書（第1号様式）を提出済みであること。
- ・ 申請期限内に揃えられない書類は、申請時にその旨を記載したメモを提出していること。
(様式・書式は問いません。)
- ・ 申請期限内に揃えられなかった書類は、後日、各猶予期間内に提出していること。

申請に必要な書類の詳細は7ページ以降を参照してください。

【東京都+港区】 東京都の助成申請と併せて港区の助成を申請する場合

港区への申請は、原則として、東京都の承認決定通知書が届いた後に行ってください。港区への申請には、東京都への提出書類のコピーを使用することができます。

次の1～4は、必ず提出が必要です。(1は、港区ホームページからダウンロードできます。)

	必 要 書 類	備 考
1	港区特定不妊治療費助成申請書 (第1号様式)	添付の記入要領を参照してください。
2	特定不妊治療費受診等証明書のコピー ※東京都の様式 (港区の様式で取り直す必要はありません。)	医療機関からの発行に時間を要し、申請期限内に提出できない場合は、その旨を記載したメモを添付してください。特例で治療終了日の翌日から90日以内に提出することができます。
3	指定医療機関発行の領収書のコピー ※合計額が東京都の助成金額+港区申請額以上であること。	特定不妊治療費助成受診等証明書に記載された領収金額に含まれる治療費用の領収書のコピー ・領収証の中に助成対象とならない費用が含まれている場合は、証明書の金額と一致しないことがあります。 ・領収書の氏名は、申請者名、配偶者名のどちらでも構いません。 ・精巣内精子生検採取法等受診等証明書がある場合は、その分の領収書のコピーも提出してください。
4	東京都の特定不妊治療費助成承認決定通知書のコピー	申請時に東京都からの通知がなく、申請期限内に提出できない場合は、その旨を記載したメモを添付してください。特例で承認決定日の翌日から30日以内に提出することができます。

次の5～8の書類は、申請者の状況に応じて提出が必要です。

5	港区外に居住する方の住民票のコピー (3ヶ月以内に発行されたもの) ※国外転出されている方は戸籍の附票のコピー ※外国籍の方で国外居住の場合は、外国での住民票に代わるものや在勤・在学証明書 (外国語の場合は訳文を添付)	申請日現在、配偶者が港区外に住民登録している場合には必要です。
6	申請者の戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) または治療開始日から助成金の申請日まで法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する官公署が発行する書類のコピー	治療開始日から助成金の申請日まで、継続して婚姻していることが、港区の住民登録等から確認できない場合には必要です。
7	精巣内精子生検採取法等受診等証明書のコピー ※東京都の様式	精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請をする場合には必要です。 後日提出については、2の備考と同様です。
8	申請者及び配偶者の住民税課税 (非課税) 証明書 (基準となる年の1月1日現在の居住地の市区町村で取得できます。) または住民税額決定通知書のコピー	基準となる年の1月1日現在、港区に住民登録がない方については必要です。(基準となる年については、9ページ 9 所得確認の対象年度 を参照してください。)

【港区のみ】 東京都の助成は対象外のため港区の助成のみ申請する場合

次の1～3は、必ず提出が必要です。 (1、2、6は、港区ホームページからダウンロードできます。)

	必要書類	備考
1	港区特定不妊治療費助成申請書 (第1号様式)	添付の記入要領を参照してください。
2	特定不妊治療費助成受診等証明書 (第2号様式) ※港区の様式	一回の治療の終了 (医師による妊娠の確認の日、又は医師の判断により治療を中断した日) 毎に、医療機関で証明を受けてください。 医療機関からの発行に時間を要し、申請期限内に提出できない場合は、その旨を記載したメモを添付してください。特例で治療終了日の翌日から90日以内に提出することができます。
3	指定医療機関発行の領収書のコピー ※合計額が申請額以上であること。	特定不妊治療費助成受診等証明書に記載された領収金額に含まれる治療費用の領収書のコピー ・領収証の中に助成対象とならない費用が含まれている場合は、証明書の金額と一致しないことがあります。 ・領収書の氏名は、申請者名、配偶者名のどちらでも構いません。 ・精巣内精子生検採取法等受診等証明書がある場合は、その分の領収書のコピーも提出してください。

次の4～8の書類の書類は、申請者の状況に応じて提出が必要です。

4	港区外に居住する方の住民票のコピー (3ヶ月以内に発行されたもの) ※国外に転出されている方は戸籍の附票 ※外国籍の方で国外居住の場合は、外国での住民票に代わるものや在勤・在学証明書 (外国語の場合は訳文を添付)	配偶者が港区外に住民登録している場合には必要です。
5	申請者の戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) または治療開始日から助成金の申請日まで法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する官公署が発行する書類のコピー	治療開始日から助成金の申請日まで、継続して婚姻していることが、港区の住民登録等から確認できない場合には必要です。
6	精巣内精子生検採取法等受診等証明書 ※港区の様式	精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請をする場合には必要です。 後日提出については、2の備考と同様です。
7	申請者及び配偶者の住民税課税 (非課税) 証明書 (基準となる年の1月1日現在の居住地の市区町村で取得できます。) または住民税額決定通知書のコピー (源泉徴収票は不可です。)	基準となる年の1月1日現在、港区に住民登録がない方については必要です。 (基準となる年については、9ページ 9 所得確認の対象年度 を参照してください。)
8	最終回の東京都の特定不妊治療費助成承認決定通知書のコピー	東京都の助成事業が申請回数上限に達しているため非該当となる場合には必要です。

9 所得確認の対象年度等

治療時期にかかわらず、申請日（消印日）の月を基準に、確認対象の年度が異なります。申請月が1月～5月の場合は前々年1年間の所得を、6月～12月の場合は前年1年間の所得を確認します。（下表参照）

所得の額を証明する書類は、各基準日時点の住民登録が、どこにあるかにより異なります。

申請年月	必要な「住民税課税（非課税）証明書」 「住民税額決定通知書」の年度	基準日
令和2（2020）年1月 ～令和2（2020）年5月	令和元（2019）年度 （平成30（2018）年分所得）	平成31（2019）年 1月1日
令和2（2020）年6月 ～令和3（2021）年5月	令和2（2020）年度 （令和元（2019）年分所得）	令和2（2020）年 1月1日

10 その他注意事項

- ・提出は **11 提出・お問い合わせ**まで、**郵送**または**持参**してください。
- ・郵送の場合は、**簡易書留**や**特定記録郵便等**、**差出・配達**が**証明される郵便**をお勧めします。普通郵便の不着事故等に関しては責任を負いかねます。
- ・切手代等郵送にかかる費用及び必要書類発行等にかかる手数料などは、申請者の負担です。
- ・窓口へ提出の場合も、書類をお預かりし、後日審査を行いますので、書類等の不備により、担当者から連絡する場合があります。
- ・申請書の連絡先は、日中連絡がつく電話番号をご記入ください。
- ・提出していただいた書類は返却できません。
- ・ご不明な点は、よくあるご質問（Q&A）もご参照ください。

11 提出・お問い合わせ

申請書等の郵送・提出先

〒108-8315 港区三田1-4-10

みなと保健所健康推進課地域保健係

お問い合わせ先

電話 03-6400-0084

FAX 03-3455-4460